

23 特別定額給付金の申請に対する対応について

**【問】**

- ①小山市では特別定額給付金対策室という相談窓口を設置しているが、佐野市では設置しないのか。ホームページ上に記載している政策調整課がその役割を担うのか。混乱を防ぐためには、ワンストップ相談窓口を設置すべきでは。ネット環境が整っていない方への配慮をして欲しい。要望します。
- ②DV被害者に対する説明が不足しているのではないかと。ホームページ上では外部リンクを設置しているだけである。「詳細につきましては今お住いの市区町村にお問い合わせください。」となっているので、問い合わせ先はホームページ上にも記載すべきでは。見解を伺います。
- ③施設入所者への対応や配慮を要する方への周知の現状を伺います。
- ④栃木市では多言語の説明チラシも PDF 形式で見られるようにしていたが、佐野市として同様のことを検討しているのですか。
- ⑤他市では申請期限を設けていたが、佐野市は申請期限があるのか。あれば明記することが必要ではないか。見解を伺います。

**【答】**

- ①5月12日から市役所1階の市民活動スペースにおいて、特別定額給付金事務所として、特別定額給付金についての相談等を一括して担う窓口を設置しました。
- ②改善します。
- ③DV等により避難している方については、婦人相談所等から発行される確認書等をもって、本人からの申し出を受けることにより、本人へ申請書を送付しています。  
また、虐待により施設等に入所措置が取られている方や施設入所児童等につきましては、栃木県等の措置入所等担当課・室から、各市町に情報提供がなされ、施設等に申請書を郵送しています。
- ④本市では、ホームページの中で総務省の多言語のご案内へのリンクを設定しています。

⑤本市の特別定額給付金の申請期限は令和2年8月11日としています。5月12日に発送した申請書には記載していますが、本市のホームページにつきましては、早急に対応したいと考えています。

(政策調整課 R2.5.14 回答)